

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成22年度から平成24年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の3点を中心とした取組を進めていきます。

1 相互理解と府民参画

消費者及び食品関連事業者が情報を共有し、意見交換を行い、相互理解を進めます。さらに、食育を通じた知識の向上や、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

2 監視・指導の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化し、監視・指導の強化に努めます。また、緊急時には食の安心・安全緊急機動班を設置するなど消費者被害防止に取り組みます。

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。また、大学と連携した取組を進めます。

